

逗子市水の官民連携（ウォーターＰＰＰ）
管路施設管理・更新一体マネジメント事業

実施方針（案）

令和８年８月

逗 子 市

はじめに

逗子市（以下「市」という。）は、逗子市公共下水道事業計画区域（桜山処理区）において、管路施設の維持管理および改築・更新とともに、各種計画策定、設計等を行う逗子市水の官民連携（ウォーターP P P）管路施設管理・更新一体マネジメント事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づく特定事業として実施することを計画している。

本実施方針は、P F I 法第 5 条第 1 項の規定に基づき、本事業の実施に関する方針を定めるものである。

目次

第1 特定事業の選定に関する事項.....	1
1 特定事業の事業内容に関する事項.....	1
2 特定事業の選定に関する事項.....	3
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	4
1 募集及び選定方法.....	4
2 選定スケジュール（予定）.....	4
3 応募者の参加資格要件.....	5
4 審査及び選定手続き.....	8
5 優先交渉権者選定後の手続き.....	9
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	10
1 リスク分担の基本的な考え方.....	10
2 事業の実施状況のモニタリング.....	11
3 保険.....	11
4 S P Cの株式の新規発行及び処分.....	12
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	13
1 対象施設の立地に関する事項.....	13
2 対象施設の概要.....	13
第5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	14
1 疑義が生じた場合の措置.....	14
2 管轄裁判所の指定.....	14
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	14
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	14
2 金融機関又は融資団と市との協議.....	16
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	17
1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	17
2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	17
3 その他の措置及び支援に関する事項.....	17
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	18
1 実施方針に関する意見又は質問の受付.....	18
2 連絡先及び情報提供.....	18
別紙1 - 1 下水道処理区域一般平面図（汚水）.....	19
別紙1 - 2 下水道処理区域一般平面図（雨水）.....	20
別紙2 リスク分担表.....	21

第 1 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

逗子市水の官民連携（ウォーター P P P）管路施設管理・更新一体マネジメント事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

逗子市長 桐ヶ谷 覚

(3) 本事業の目的

逗子市公共下水道事業では、1972（昭和 47）年度に供用を開始して以来、事業開始から 50 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいる状況にある。

また、人口減少に伴う収益の減少や改築更新事業の増大、担い手となる職員の減少など、事業の継続についても多くの課題を抱えている。

このような状況のなか、民間企業による創意工夫や経験、ノウハウ等を活用した事業の効率化、公共下水道事業の持続性確保のため、国が推進する管理・更新一体マネジメント方式（更新実施型）を実施するものである。

(4) 対象区域

逗子市公共下水道事業計画区域（桜山処理区）

(5) 対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。

管路施設

- ・ 幹線管渠
- ・ 枝線管渠
- ・ 圧送管
- ・ マンホール（マンホール蓋含む）
- ・ 公共ます
- ・ 取付管

※マンホールポンプ、スクリーンを除く

(6) 対象施設の概要

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。

管路延長 約 255km

マンホール 約 13,500 箇所

※排除方式は分流汚水、分流雨水、合流を対象とする。

(7) 事業方式

本事業は、本事業に係る事業契約を締結した民間企業（以下「民間事業者」という。）が、対象施設の維持管理および改築・更新とともに、各種計画策定、設計等の業務を遂行する管理・更新一体マネジメント方式（更新実施型）とする。

(8) 事業の範囲

本事業の範囲は以下に示すとおりとする。なお、各事業の内容及び要求水準の詳細は、要求水準書において示す。

ア 統括管理に関する業務

- ・ 業務実施計画の作成
- ・ 実施体制の確保
- ・ 内部統制
- ・ モニタリング
- ・ 危機管理
- ・ 技術管理
- ・ 環境対策
- ・ データの取り扱い
- ・ 個人情報保護
- ・ その他必要な事項
- ・ 進捗管理

イ コンサルタント業務

- ・ スtockマネジメント基本計画策定（管路施設）
- ・ 修繕・改築計画策定
- ・ 地震対策計画策定

ウ 対象施設の改築・維持管理に関する企画、調整、実施に関する業務

（ア）管路施設の改築

- ・ 更新工事
- ・ 長寿命化対策
- ・ 布設

（イ）管路施設の維持管理

- ・ 巡視・点検・調査
- ・ 修繕
- ・ 緊急時及び災害対応業務

以上について、設計・工事（監督）を含む。

(9) 本契約の事業期間

本契約の事業期間（以下「本事業期間」という。）表 1-1 に示す。本事業期間は、令和 10 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日までを予定とする。

表 1-1 予定事業期間

内容	期日
事業契約の締結	令和 9 年 9 月頃
準備期間	事業契約締結～令和 10 年 3 月 31 日
履行期間	令和 10 年 4 月 1 日～令和 19 年 3 月 31 日（10 年間）
契約終了	令和 19 年 3 月 31 日

(10) プロフィットシェアに関する事項

事業開始後、新技術導入や創意工夫による効率化などに伴い、コスト縮減の可能性が生じ、民間事業者からの提案がある場合には、市と民間事業者でコスト縮減額を分配する。

なお、プロフィットシェアの発動に当たっては、別途公表する要求水準書に定める事業の水準を低下させないことが原則となる。詳細は事業契約書（案）等において改めて提示する。

2 特定事業の選定に関する事項

(1) 選定基準

市は、以下のいずれかを満たすことを基準とし、P F I 法第 7 条に基づき、同法第 2 条第 4 項に規定する選定事業とする。

ア 公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待できること。

イ 公的財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できること。

(2) 選定結果の公表

市は、本事業を P F I 法第 2 条第 4 項に規定する選定事業とした場合は、市のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業は、各業務において民間事業者による創意工夫をもって履行されることを求めるものであり、選定に当たっては、民間事業者のノウハウや創意工夫を総合的に評価する。

本事業を実施する民間事業者の募集は、プロポーザル方式によるものとし、応募者から幅広く柔軟な発想に基づく提案を求める予定である。

2 選定スケジュール（予定）

本事業における民間事業者の選定スケジュールは表 2-1 のとおりとする。

表 2-1 選定スケジュール（予定）

予定時期	内容
令和8（2026）年8月上旬	実施方針（案）の公表
令和8（2026）年8月中旬～9月中旬	実施方針（案）に関する意見・質問の受付・回答
令和8（2026）年9月中旬	実施方針の公表
令和8（2026）年10月下旬	要求水準書（案）の公表
令和8（2026）年11月上旬～中旬	要求水準書（案）に関する意見・質問の受付・回答
令和8（2026）年11月下旬	要求水準書の公表
令和9（2027）年3月下旬	募集要項等の公表
令和9（2027）年4月上旬～5月中旬	募集要項等に関する意見・質問の受付・回答
令和9（2027）年6月上旬	参加表明書、参加資格確認申請書の受付
令和9（2027）年7月上旬	参加資格確認結果の通知
令和9（2027）年7月下旬	提案書類の受付
令和9（2027）年8月上旬～8月下旬	提案プレゼンテーションの実施、 優先交渉権者の決定
令和9（2027）年9月下旬	事業契約の締結
令和9（2027）年10月 ～令和10（2028）年3月	着手準備
令和10（2028）年4月	事業開始

3 応募者の参加資格要件

応募者の構成、共通の参加資格、事業実施企業に求める要件等は、以下に示すとおりとする。

(1) 応募者の構成

応募者の構成については下記のとおりである。

- ア 応募者は第1.1(8)に掲げる事業を実施する予定の単体の企業¹(以下「応募企業」という。)又は複数の企業によって構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)とする。
- イ 応募者は、応募企業、構成員の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ウ 応募グループにあつては構成員から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。代表企業以外の構成員は、構成企業又は協力企業とする。
- エ 応募者は、優先交渉権者として選定された場合は、応募企業又は代表企業及び構成企業の出資により、本事業を実施する特別目的会社(以下「SPC」という。)を設立するものとする。応募企業又は代表企業及び構成企業は、SPCに出資して本普通株式(第3.4)すべての割当てを受けるものとする。なお、応募グループにあつては、代表企業は、出資者中最大の出資割合を負担するものとする。
- オ 民間事業者は、原則、応募企業、構成員に委託等を実施する。
- カ 応募企業、構成員が事業にあたらない場合、応募企業、構成員以外の企業に委託等することは可能とするが市の承認を得ること。

¹ 単体の企業の参加にあたっては、本実施方針及び今後公表する契約図書の要件の満たす限りにおいて、公共下水道事業その他を目的とし設立された特別目的会社(SPC)の参加も可とする。ただし、当初設立時における公共機関の承諾を得ることを要件とする。

(2) 応募者に共通の参加資格

応募者の構成については下記のとおりである。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び逗子市財務規則（平成 3 年逗子市規則第 6 号）第 122 条の規定により、本市の入札参加制限を受けていないこと。
- イ P F I 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画認可の決定があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- エ 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされていない者であること。
- カ 逗子市競争入札参加資格者名簿（工事「土木一式」）に登録されている者、又は小規模工事及び修繕契約希望者登録名簿に登録されている者であること。
- キ 参加資格確認申請書の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、逗子市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置基準（平成 18 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けていない者であること。
- ケ 市が発注した「逗子市ウォーター P P P 導入可能性調査業務委託（令和 7 年度）」を受注した株式会社建設技術研究所又はこの者と資本面若しくは人事面において一定の関連のある者²でないこと。
- コ 市が発注した「令和 8 年度水の官民連携（ウォーター P P P）事業者選定支援業務委託」を受注した株式会社建設技術研究所及び鈴木法律事務所又はこの者と資本面若しくは人事面において一定の関連のある者でないこと。
- サ 4（1）に示す逗子市事業者選考委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面において一定の関連のある者でないこと。
- シ 逗子市暴力団排除条例（平成 23 年逗子市条例第 15 号（以下「市条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等でない者であること。
- ス 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反していない者であること。
- セ 役員等（個人である場合にはその者を、法人等である場合にはその役員（市条

2 「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。

例第2条第5号に規定する役員をいう。)又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有していない者であること。

- ソ 市の市議会議員が役員等となっている法人(市の公共施設等民間事業者の業務、市の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の業務又は市の請負の業務を行うこととなるものに限る。)に該当しない者であること。
- タ 市の市長、副市長、委員会の委員(教育委員会にあっては、教育長及び委員)又は委員が役員等となっている法人(主として市の公共施設等民間事業者の業務、市の指定管理者の業務又は市の請負の業務を行うこととなるものに限り、市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。)に該当しない者であること。
- チ 上記のケ〜タに定める者を本事業の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。
- ツ 法人税、事業税、消費税、地方消費税を滞納していない者であること。

(3) 実務実施企業に求める条件

当該事業を行うにあたり、法律上定められている要件を満たす者に行わせること。

4 審査及び選定手続き

(1) 事業者選考委員会の設置

市では、優先交渉権者の選定に当たり、P F I 法第 11 条に規定する客観的な評価を行うために、学識経験を有する者等からなる逗子市水の官民連携（ウォーター P P P）事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する予定である。

選考委員会では、優先交渉権者選定基準の検討や技術提案等の選考及び評価などを行う。

なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が委員に対して、直接、間接を問わず本プロポーザルに関連した接触を試みた場合、当該応募者は、本プロポーザルにおける参加資格を失う。

(2) 選考方法

選考は、資格審査及び提案内容の選考を行う。

選考に当たっては、当該事業の運営がより適切に実施されると見込まれ、かつ創意工夫が認められる提案であることを重視する。

審査の過程において、選考委員会に対して提案内容に係るプレゼンテーションを行う機会を設けることを予定している。

市は、選考委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、募集要項等公表時に示す。

(3) 審査結果の公表

市は、優先交渉権者の選定後、速やかに応募企業又は応募グループの代表企業に対して通知するとともに、審査の結果及び評価の内容について、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(4) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又はいずれの応募者も市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、市は、その旨を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(5) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

(6) 競争的対話の実施

市は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、提案書類の提出までに競争的対話を行い、その結果を踏まえ、要求水準書（案）及び今後公表する事業契約書（案）等の調整を行う。

(7) 提案書類の提出等

参加資格があるとされた者は、提案書類を提出すること。

提案に必要な書類は、募集要項等において提示する。

(8) 提案書類の作成等に係る費用

提案書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

5 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

コンソーシアムとして応募し優先交渉権者となった者は、基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は選考委員会で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

(2) S P Cの設立

コンソーシアムとして応募し優先交渉権者として選定された者は、基本協定の締結後、S P Cとして会社法に規定する株式会社を逗子市内に速やかに設立しなければならない。なお、本事業期間中はS P Cの本社所在地を逗子市外に移転させないものとする。

(3) 優先交渉権者による事業準備行為

優先交渉権者は、S P Cの設立や事業契約の締結準備と並行して、事業開始に向けた準備行為として、現地踏査を実施することができるほか、市と改築等について協議を行うことができる。

(4) 事業の開始

民間事業者は、事業契約に定める本事業開始日に事業を開始する。開始に当たっては、民間事業者が事業の着手準備等の事業契約上の義務を履行していることを前提条件とする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

市と民間事業者は、適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。民間事業者は、要求水準書に定める各業務について責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として民間事業者が負うものとする。

市及び民間事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、市と民間事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法については事業契約書（案）に詳細を規定する。なお、市及び民間事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、各業務の遅延、品質の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

現時点で想定しているリスクとその概略並びにリスク分担は別紙2に示すとおりであるが、事業者からの意見を踏まえた上で、事業契約書（案）等において改めて提示する。また、個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載するとおりであるが、事業契約書（案）等において改めて提示する。

（1）不可抗力

- ア 豪雨、暴風、高潮、洪水、地滑り、噴火、地震、津波、疫病、戦争、暴動、騒乱、騒擾、テロ等その他自然的又は人為的な現象のうち、通常の見可能な範囲外のもの（民間事業者が、善良な管理者の注意義務を尽くしても回避できない第三者による損害を含む。）であって、市及び民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできないもの（以下「不可抗力」という。）が生じた場合は、民間事業者は直ちにその内容を市に通知する。また、民間事業者は要求水準に基づき自らが作成するBCP（Business Continuity Plan:業務継続計画）に従い初期対応を行う。
- イ 市が事業の継続のために必要と判断した場合、民間事業者は市の指示に従う義務がある。
- ウ 市は民間事業者に対し、不可抗力による事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、市は不可抗力により履行困難となった民間事業者の契約上の義務履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。
- エ 市と民間事業者は、協議の上、復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請等、事業の復旧に向けて必要となる事業継続措置とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従うものとする。
- オ 事業継続措置に必要となる費用については、事業契約書に定めるほか、市と民間事業者で協議する。

(2) 物価の変動

- ア 物価の変動に起因するコストの増減については、事業契約書（案）等の定めによるものとする。
- イ 物価変動に関する考え方を、別紙2に示す。

(3) 国補助金制度の変更等

- ア 国補助金制度が変更される場合においては、市と民間事業者は、協議の上契約継続等に向けた措置を講ずる。
- イ 国補助金の要望額に対して交付額が相違する場合においては、市と民間事業者は、協議の上で計画の見直しなどを行い、交付額に応じた改築の実施を原則とする。

2 事業の実施状況のモニタリング

民間事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、財務状況を把握するために、民間事業者によるセルフモニタリングとともに、市によるモニタリングを行う予定である。

要求水準が達成されていないことが判明した場合、市は、民間事業者に対して改善措置や要求水準違反違約金を求めるものとする。なお、民間事業者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と市が判断する場合には、市は民間事業者に代わり、事業を実施することもある。なお、その場合におけるサービス対価は支払いを見合わせるものとする。

なお、モニタリングの具体的な方法等については、事業契約書（案）の公表時に示す。

3 保険

民間事業者は、本事業期間中、事業契約において市が定める基準以上の損害賠償保険に加入しなければならない。なお、市が承諾したときは、請負又は委託業務を受注する者が相当する保険に加入することにより損害に対し同等の補償が可能である等、民間事業者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

4 S P Cの株式の新規発行及び処分

民間事業者は、民間事業者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本普通株式」という。）及び民間事業者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、民間事業者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」と総称する。）について、以下のとおり市は原則として関与しないものとする。他方、民間事業者が発行する本普通株式については、本事業が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

（１）本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、民間事業者は、会社法の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

（２）本普通株式

本普通株式を保有する者（以下「本普通株主」という。）が、自ら保有する本普通株式を、他の本普通株主以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、市の事前の承認を受ける必要がある。

また、民間事業者は、本普通株式を本普通株主以外に対して新規発行する場合には、市の事前の承認を受ける必要がある。

本普通株式の譲受人は、株主誓約書を、市に対して提出しなければならない。

第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 対象施設の立地に関する事項

事業の事業用地（以下、「本事業用地」という。）は表 4-1 のとおりである。なお、各施設の一般平面図は別紙 1-2 から別紙 1-2 に示す。

表 4-1 主な対象施設の所在地

対象施設		所在地
管路施設	管きよ	桜山処理区全域
	マンホール (マンホール蓋を含む)	桜山処理区全域
	公共ます、取付管	桜山処理区全域

2 対象施設の概要

施設の概要を表 4-2 に示す。

表 4-2 主な対象施設

対象施設		摘要
管路施設	分流汚水	管路延長：約 169km マンホール：約 9,910 基（マンホール蓋含む） 公共枘：一式 取付管：一式
	分流雨水	管路延長：約 56km マンホール：約 2,200 基（マンホール蓋含む） 公共枘：一式 取付管：一式
	合流	管路延長：約 30km マンホール：約 1,370 基（マンホール蓋含む） 公共枘：一式 取付管：一式

第5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

事業契約書（案）に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は事業契約書（案）の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び民間事業者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

2 管轄裁判所の指定

事業契約書（案）締結に関連して発生したすべての紛争については、横浜地方裁判所横須賀支部又は横須賀簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、市又は民間事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

事業契約の定めるところにより、事業契約を終了する場合、民間事業者は、市又は市の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとする。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については事業契約書（案）の公表時に示す。

（1）民間事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の解除

ア 解除事由

- （ア）民間事業者が事業契約上の義務に違反する等事業契約に定める一定の事由が生じたときは、市は、当該事由に応じ、事業契約を解除することができる。
事由によって市は、催告を行う。
- （イ）倒産、財務状況の著しい悪化、その他民間事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、市は、事業契約を解除することができる。

イ 解除措置

- （ア）民間事業者は、市に対し、事業契約に定める契約解除違約金を支払う。また、市の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、損害額を算定し、民間事業者の支払額からこれを控除する。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の解除又は終了

ア 解除又は終了事由

- (ア)市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、民間事業者に対し、6か月以上前に通知することにより事業契約を解除することができる。
- (イ)民間事業者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が事業契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、事業契約の履行が不能となった場合は、事業契約を解除することができる。

イ 解除又は終了措置

- (ア)市は、民間事業者に対し、当該解除による民間事業者の損失相当額を支払う。
また、民間事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は市の支払額からこれを控除する。

(3) 不可抗力により事業の継続が困難となった場合の解除又は終了

ア 解除又は終了事由

- (ア)不可抗力により対象施設が滅失したときは、事業契約は当然に終了する。
- (イ)事業継続措置を行う場合、民間事業者及び市は復旧に必要となる調査・設計、調整項目の洗い出しを行う。民間事業者の策定する復旧スケジュールを市が承認することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であると市が判断した場合、市又は民間事業者は事業契約を解除する。

イ 解除又は終了措置

- (ア)不可抗力により事業契約を解除する場合、民間事業者は市の選択に従う。
- (イ)市及び民間事業者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

(4) 特定法令等変更により事業の継続が困難となった場合の解除

ア 解除事由

- (ア)特定法令等変更により民間事業者が本事業を継続することができなくなったときは、市又は民間事業者は事業契約を解除することができる。

イ 解除措置

- (ア)特定法令等変更により市及び民間事業者に生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。
- (イ)市は、民間事業者が国に対して当該特定法令等変更について損害賠償請求を行うことを妨げない。

(5) 特定条例等変更により事業の継続が困難となった場合の解除

ア 解除事由

(ア)特定条例等変更により民間事業者が本事業を継続することができなくなったときは、市又は民間事業者は事業契約を解除することができる。

イ 解除措置

(ア)特定条例等変更により民間事業者に生じた損失に係る負担については、市と民間事業者で協議する。

2 金融機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、民間事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

民間事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、その措置を講じることとする。

なお、市は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

民間事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を民間事業者が受けることができるように努める。

なお、市は、民間事業者に対する出資等の支援は行わない。

3 その他の措置及び支援に関する事項

市は、民間事業者が本事業を実施するに当たり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と民間事業者で協議する。

第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 実施方針に関する意見又は質問の受付

(1) 受付期間

公表日から令和 8 年 9 月 2 日（水）まで

(2) 提出方法

実施方針に関して意見又は質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、所定の様式に記入の上、2（1）の連絡先まで電子メールにて提出すること。使用するソフトは「Microsoft Excel」とし、ファイル名は提出者名とすること。

なお、質問又は意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

また、提出件名は「実施方針（案）意見・質問書_●●」（●●は提出者名）とすること。

(3) 意見書・質問書に対するヒアリング

提出された意見書又は質問書のうち、市において確認が必要と判断したものについては、提出者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

(4) 意見書・質問書に対する回答方法

市は、提出者が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、意見、質問及びその回答を、令和 8（2026）年 9 月（予定）に、市ホームページにおいて公表する。なお、公平を期すために、提出者個別に対する直接回答は行わない。

2 連絡先及び情報提供

(1) 連絡先

逗子市 環境都市部下水道課

住所：〒249-8686 神奈川県逗子市逗子 5 丁目 2 番 16 号

TEL:046-873-1111（代表）

E-Mail:gesui@city.zushi.lg.jp

(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

逗子市公式ホームページ

<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/>

19



20



別紙２ リスク分担表

リスク分担表（共通）

分類	対象施設	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				発注者	受注者
共通	ー	契約締結リスク	発注者の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
			事業契約に関する議決が得られない場合	○	
		法令等の変更リスク	事業に直接関係する法令等の変更	○	
			事業のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
		第三者賠償リスク	受注者の行う事業に起因する事故、受注者の事業の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
			受注者の事業範囲において、事業実施段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合		○
			上記以外のもの	○	
		住民問題リスク	事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
			受注者の事業実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
		環境保全リスク	受注者が行う事業に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等）		○
			上記以外のもの	○	
		事業中止・延期に関するリスク	発注者の指示、議会の不承認によるもの	○	
			発注者の責務不履行によるもの	○	
			受注者の事業放棄、破綻によるもの		○
		物価・金利変動リスク	事業期間のインフレ・デフレ	○	
		不可抗力リスク	天災、暴動等による事業の変更・中止・延期	○	

リスク分担表（管路施設）

分類	対象施設	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				発注者	受注者
維持 管理 ・ 建設	管路 施設	施設損傷リスク	受注者が適切な維持管理を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
			発注者が遂行する事業に起因する施設の損傷	○	
			上記以外のもの	○	○
		機能保全リスク	受注者の帰責による管渠の堆積、閉塞、漏水等の発生		○
			受注者の帰責によらない管渠の堆積、閉塞、漏水等の発生	○	
		視覚調査実施前のリスク	発注者が設定した点検・調査計画にもとづく視覚調査実施前における、管路破損等に起因する道路陥没及びこれに付随する第三者公衆災害	○	
			受注者が設定した点検・調査計画にもとづく視覚調査実施前における、当該計画の不備等による管路破損等に起因する道路陥没の発生及びこれに付随する第三者公衆災害		○
		視覚調査実施後のリスク	視覚調査実施後、緊急措置の必要が認められた箇所に対し、発注者の事由により修繕又は更新等の措置が未実施だった場合の当該管路の破損等に起因する道路陥没の発生及びこれに付随する第三者公衆災害	○	
			視覚調査実施後、緊急措置の必要が認められた箇所に対し、発注者の措置の同意があったが、受注者の合理的な理由により修繕又は更新等の措置が未実施だった場合の当該管路の破損等に起因する道路陥没の発生及びこれに付随する第三者公衆災害	○	
			視覚調査実施後、緊急措置の必要が認められた箇所に対し、発注者の措置の同意があったにもかかわらず、受注者の合理的な理由によることなく修繕又は更新等の措置が未実施だった場合の当該管路の破損等に起因する道路陥没の発生及びこれに付随する第三者公衆災害		○
			視覚調査実施後、受注者から緊急性の指摘がなく修繕又は更新等の措置が未実施だった状態での管路破損等に起因する道路陥没の発生及びこれに付随する第三者公衆災害		○

分類	対象施設	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				発注者	受注者
維持 管理 ・ 建設	管路 施設	修繕・改築等 実施後のリスク	発注者又は受注者が自ら策定した修繕・改築計画に則り行われた修繕又は改築・更新後の受注者の瑕疵によらない管路破損等に起因する道路陥没の発生及びこれに付随する第三者公衆災害	○	
			発注者又は受注者が自ら策定した修繕・改築計画に則り行われた修繕又は改築・更新後の受注者の瑕疵による管路破損等に起因する道路陥没の発生及びこれに付随する第三者公衆災害		○
		措置判断に伴うリスク	発注者の承諾なく、受注者の判断で実施した措置に起因する道路陥没の発生及びこれに付随する第三者公衆災害		○
		降雨の影響に伴うリスク	降雨の影響が認められる場合における施設損傷及び第三者公衆災害の発生およびこれに付随する損失	○	
			降雨の影響が認められない場合における施設損傷及び第三者公衆災害の発生およびこれに付随する損失		○